

産業スペシャリスト業務（韓国）仕様書

日本貿易振興機構（以下「甲」という）は、外国企業誘致の中核機関として、対日投資関心企業の発掘、およびこれら企業に対するビジネス開発から会社設立に至るまでのシームレスな支援を行っています。我が国政府は 2013 年 6 月に日本再興戦略を策定し、対内直接投資の活性化を重要施策の一つとして位置づけ、2020 年までに対内直接投資残高を 35 兆円に倍増させるとの目標を設定しました。また、2014 年 6 月に改訂した日本再興戦略においても、対日投資拡大に必要な具体策を策定する等、対日投資促進活動は益々重要性を増しています。これを受けて、甲として対日投資の一層の拡大に貢献すべく、標記業務を実施して有望外国企業の発掘誘致体制の強化を行います。

記

I. 事業目的：

甲は、対日投資事業の一環として、グローバル企業の海外進出戦略や業界動向に知見を有し、エグゼクティブ層とのネットワークや企業誘致経験等を持つ「産業スペシャリスト」を日本国内外に配置します（※1）。海外の産業スペシャリストは、有望外国企業（以下、「大型等特定誘致案件」（※2））の抽出や面談設定等を行い、国内の産業スペシャリストは、対日投資関心企業の経営層に提供するマテリアルの作成や外国企業が来日する際の支援等を行います。

※1 「産業スペシャリスト」の配置対象地域は、北米、欧州、アジア・オセアニアの各地域。対象産業分野は、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、製造・インフラ、観光、サービス。本仕様書は韓国地域の「大型等特定誘致案件」を担当する「産業スペシャリスト」に関するもの。

※2 「大型等特定誘致案件」：本事業でターゲットとする企業。大企業でかつグローバル展開の実績等を有し、一定の大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点、一定の経済効果が見込める研究開発拠点および地域統括拠点、地域経済活性化に資する拠点等を日本に設立する可能性がある企業。具体的には、次の2つの条件を満たす企業をターゲットとする。

・ 非日系企業の出資比率が 50%を超えている一定の規模を有する企業*。

・ 以下の①～⑦のうち最低1件を含む対日投資が見込まれる企業。

①今後2年以内の雇用規模 50人以上、②今後5年以内の雇用見込み 100人以上、③今後2年以内の投資額 10億円以上、④今後5年以内の投資見込み 100億円以上、⑤国際的な規模で事業活動を行う企業による研究開発拠点設立*、⑥国際的な規模で事業活動を行う企業による地域統括拠点設立*、⑦当該企業の誘致によって一定以上の経済波及効果が見込めるもの（外国人観光客の増加等）

*「一定の規模を有する企業」とは、当該企業の所在国・地域における中小企業の定義にあてはまらない企業等を指す。ただし、従業員数が 250人以上の企業規模を目安とする。

*「研究開発拠点」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究から応用開発、試作、製品試験等による産業化等の研究開発を行うために必要な施設を指す。

*「統括拠点」とは、2以上の国（日本を含む。）における被統括会社が行う事業の方針の決定又は調整に係る業務（営業・販売・マーケティング、経営企画、財務・金融、人事・人材育成、研究開発、生産管理、物流、法務等）を統括するための施設を指す。

II. 対象国・地域：

対象国・地域：韓国

III. 対象産業分野と重点サブセクター（全6分野）：

- ① ライフサイエンス（医薬品、医療機器、再生医療等）
- ② 環境・エネルギー（再生可能エネルギー、スマートエナジー、新材料等）

- ③ ICT（データセンター、クラウドソリューション、ソフトウェア等）
- ④ 製造・インフラ（航空機関連、自動車部品、3Dプリンター等）
- ⑤ 観光（旅行対応ビジネス、LCC、ホテル等）
- ⑥ サービス（BPO、小売、マーケティング、金融等）

全6分野。これらの業態としては、研究・開発（R&D）、製造、小売等を含む。

IV. 事業内容

a. 新規面談候補企業の抽出（20社以上）

- ① 本業務の実施者（以下「乙」という）は、I.※2と以下の要件をすべて満たす「大型等特定誘致案件」のリストを作成すること。
- ② リストの作成にあたっては、準備段階から甲と協議するプロセスを含めること。企業抽出・優先順位付けの考え方、評価基準や抽出候補企業名等について、事前に甲に共有すること。
- ③ リストの作成にあたっては、甲が指定するフォームを使用すること。

<リスト記載企業の要件>

（対象国・地域）

- ・ II.に規定する国・地域（韓国）に属していること。

（分野）

- ・ III.に規定する分野（提案の6分野）に属していること。

（規模）

- ・ I.※2に定めた「一定の規模を有する企業」であること。ただし、日本において今後市場の成長が見込まれる産業分野については、該当する理由について甲の了承を受けた場合に限り、規模は問わない。

（属性）

- ・ 甲がこれまでに行っている対日投資促進事業を通じて、すでにコンタクトを持っている外国企業等は本業務の対象外とすることがある。
- ・ 甲は、リストに記載する企業名を指定することがある。

（人脈）

- ・ リスト記載企業のキーパーソン（※3）との面談を設定できるネットワークがあること。

※3 キーパーソンとは、CEO、COO、CFO等の組織の意思決定に関与する立場の人物。

<リスト記載項目例>

- ・ 企業名
- ・ D-U-N-S® Number
- ・ 国名
- ・ 本社所在地
- ・ 企業ウェブサイトのURL
- ・ 企業概要・主な製品やサービス
- ・ 企業規模（売上、従業員数）
- ・ キーパーソンに関する情報（氏名、役職、電話番号、メールアドレス）

- ・ 対日投資の実現可能性（3段階（1.高/2.中/3.低）およびその理由）
- ・ 日本拠点の有無（ある場合、日本拠点の名称、形態、所在地）

b.新規面談の設定（12社以上）

- ① 甲と協議の上で面談設定の優先順位をつけ、a.で作成したリストに記載した企業のキーパーソンとの面談を設定すること。なお、面談設定に至らない企業については、その理由につき甲に報告すること。
- ② a.のリストに記載した企業との面談設定数が仕様書に定めた件数に至らない場合は、甲と協議の上、a.に記載する企業を追加した上で面談を設定すること。ただし、この場合でもVII.に定める報告期限は順守すること。
- ③ 面談の形態は、可能な限りフェイス・トゥ・フェイスの面談を優先すること。ただし、日程調整が難しい場合は、事前に甲の承諾を得た上で、電話会議でも認める。
- ④ 面談の日時と場所は、事前に甲の承諾を得た上で設定すること。
- ⑤ 面談で使用する言語は、甲と面談企業の事情を最優先して設定し、甲の承諾を得ること。
- ⑥ 設定した面談予定について、甲指定のフォーム(面談設定に係る提案書)にて報告すること。面談が急きょ決まった場合など妥当な理由がある場合を除き、面談日の5営業日前までに報告すること。

報告項目例

- ・ 企業名
- ・ 主な製品・サービス
- ・ 面談日時、場所
- ・ 面談するキーパーソン（氏名・所属・役職）
- ・ その他

c.面談における提案（b.12社以上）

- ① 甲と協議の上、面談における提案内容を策定すること。
- ② 面談設定に係る提案書を事前に甲に提出すること。面談が急きょ決まった場合など妥当な理由がある場合を除き、面談日の5営業日前までに報告すること。
- ③ 面談に同席し、キーパーソンに対して対日投資の提案および日本進出の可能性についてディスカッションを行うこと。
- ④ 面談で使用する言語は、甲と面談企業の事情を最優先すること。
- ⑤ 面談結果について、甲指定のフォームにて面談実施の3日後までに報告すること。

報告項目例

- ・ 面談したキーパーソン（氏名・所属・役職）
- ・ 対日投資計画の有無、計画承認レベル
- ・ 面談内容（アウトライン、提案に対するキーパーソンの反応、キーパーソンとの質疑応答）
- ・ 今後のフォローアップ計画
- ・ 対日投資計画の詳細
- ・ その他

V.契約期間：

契約期間は、契約締結日から 2017 年 2 月 28（火）日までとする。

VI.乙に求める要件：

- (1) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること。
- (2) 甲が求める経理およびその他の事務についての説明・報告ができる等、甲が本事業を発注する上で必要とする事項に適切に対応できること。
- (3) 機密情報や個人情報の取り扱いに関する知識を有し、適切な対応ができること。
- (4) 甲が指定する分野等において、効果的に業務を遂行するために必要な、経験、人脈および知見を有すること。
- (5) 「大型等特定誘致案件」企業に対し、適切な助言、円滑なコミュニケーションができること。
- (6) 本事業を遂行する上で、「大型等特定誘致案件」企業から金銭・物品の贈与、供応接待等の対価を受けないこと。
- (7) 本事業を遂行する上で法令順守を徹底し、特に不正競争防止法に基づく外国公務員贈賄罪等で疑義を抱かれないようにすること。
- (8) 本事業の実施期間中に、我が国の他の公的資金による本事業の類似業務に従事する場合は、応募時にその旨を甲に報告すること。
- (9) 事業の業務実施時に、「大型等特定誘致案件」企業に対し、乙自身の属する組織や個人の営業活動を行わないこと。

VII.成果物

業務項目		報告期限 ※6	成果物（提出物） ※7
a.	新規面談候補企業の抽出（選定理由と優先順位付理由含む）：(20 社以上) ※ 3	契約締結日から 50 日以内	ロングリスト (20 社以上)
b.	新規面談の設定及び面談実施：(12 社以上)	面談予定報告書の提出及び面談実施完了：2017 年 1 月 26 日（金） (ジェトロの年度末の業務集中のため新規面談設定及び面談完了を期間別に区分する。 6 社は 9 月末まで面談実施完了、残り 6 社は 1 月 26 日（金）まで面談実施完了)	・面談予定報告書 (12 社以上)
c.	面談における今後提案： (12 社以上)	面談報告書提出締切： 2017 年 2 月 10 日（金）	面談完了報告書 (12 社以上)

※6 大型等特定誘致案件の都合等の影響により、仕様書で定めた締切日までに報告が困難な場合は、書面にて経緯と新たな報告期限等を事前に報告し、甲が妥当と判断する場合のみ、新たな報

告期限での提出を認める。

※7 甲指定のフォームにて報告すること。なお、報告言語は日本語もしくは英語とする。

VIII 契約金額：

契約金額は、95,000,000（税込）とする。

※契約金額には、活動に係る全ての経費を含むものとする。

IX. 支払方法：

「IV. 業務内容」で定めた業務を、それぞれの報告期限までにすべて完了し、指定の提出物について甲の検査に合格した際に、乙は、支払請求書を提出の上、支払いを請求することができる。甲は、請求書を受領した40日以内に支払うこととする。なお、それぞれの検収後に請求できる金額は別紙のとおりとする。

以上